

稲作農業者の皆様へ

近年、台風や地震などの自然災害が多発しています。

今後も起こり得る自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である**農業保険（収入保険、水稲共済）**に加入しましょう！

農業保険では、掛金の50%を国が負担（収入保険の積立方式の積立金は75%を国が負担）します。

平成30年産は、従来どおり、**水稲共済とナラシ対策のセット**で加入しましょう！

平成31年からは、「**収入保険**」という新しい選択肢ができます。収入保険では、「**簡易な方式**」による青色申告も対象とすることとしており、現在、白色申告を行っている方でも容易に取り組むことができますので、ぜひ青色申告を行って収入保険に加入しましょう。

青色申告を行っている方は、**収入保険**の加入をお勧めします

青色申告を行っていない方は従来どおり、**水稲共済**に加入できます

<収入保険>

H31年1月から
スタート!

- 自然災害はもちろん、価格低下も含め、**農産物の販売収入の減少を広く補償**します。

⇒**病気やケガ**で収穫できない場合や、収穫後の**保管中に事故**が生じた場合等も**補償**します。

※ 水稲共済では、価格低下や、移植前・収穫後の事故は、補てんされません。

※ ナラシ対策は、地域全体で、作柄が悪かったり、価格が低下した場合でなければ、補てんされません。

- 水稲共済やナラシ対策の対象となっていない**野菜等の品目もあわせてカバー**されます。
- **保険料率は1%程度**（現時点の試算）です。また、自動車保険のように**保険金を受け取らなければ、毎年保険料率が下がっていくので早期の加入がお得**です。

<水稲共済>

+

ナラシ対策

※ ナラシ対策の補てん金は水稲共済に加入していることを前提に減額調整されるので、水稲共済とのセット加入をお勧めします。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

収入保険制度の導入について（概要）

・収入保険制度は、平成31年1月からスタートします。

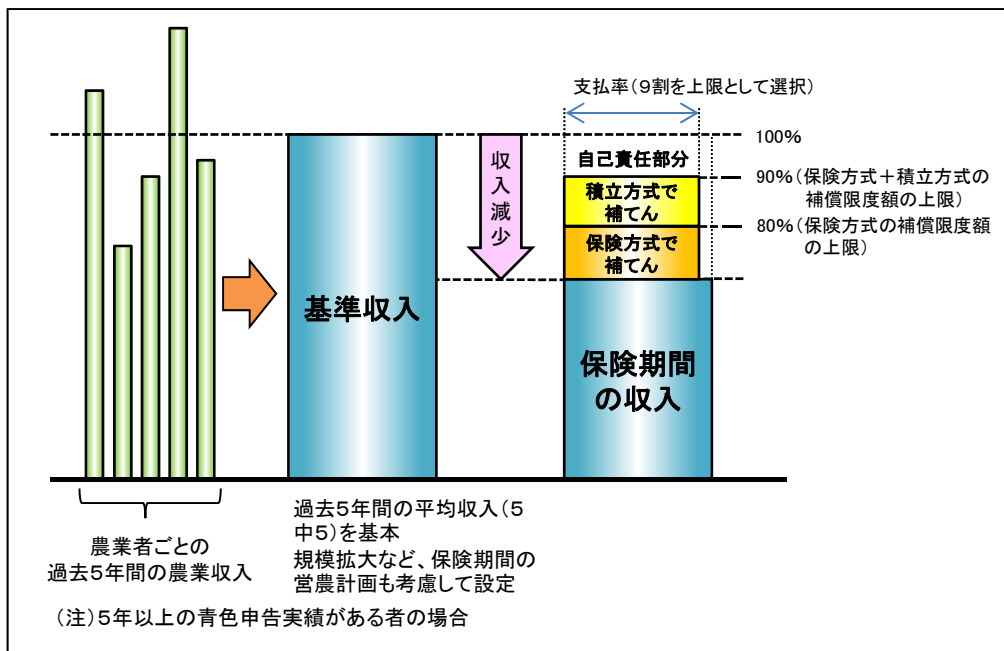
<収入保険制度の具体的な仕組み>

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険制度の補てん方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円 (掛捨て) 積立金は、22.5万円 (掛捨てではない)
合計 29.7万円

補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。